

第6回 新たな公益法人等の会計処理に関する研究会

- 議事概要 -

1. 日時：平成19年1月19日（金） 10:00～12:00

2. 場所：虎ノ門第10森ビル4階 第1会議室

3. 出席者（敬称略）

（委員）

石川 睦夫（財団法人住友財団専務理事）
亀岡 保夫（公認会計士）
川村 義則（早稲田大学商学大学院助教授）
佐竹 正幸（日本公認会計士協会常務理事）
高山 昌茂（公認会計士）
長 光雄（公認会計士）
藤谷 武史（北海道大学大学院法学研究科助教授）
弥永 真生（筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）

（五十音順）

（オブザーバー）

野口民事局局付（法務省）

（事務局）

戸塚次長、原山審議官、佐伯参事官、清水企画官、梅澤企画官、石毛参事官補佐、
吉本係長（以上、内閣官房行政改革推進室）
駒形管理室長、鹿沼公益法人行政推進室長、井戸参事官補（以上、総務省大臣官
房管理室）

4. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 事務局より資料説明
 - ・公益認定に係る主な検討事項
- (3) 自由討議
- (4) 閉会

5. 議事概要

(1) 開会

(2) 事務局より資料説明

事務局から、資料1に基づいて説明した。

(3) 自由討議

以上の説明を受け、自由討議を行った。主な発言は次のとおり。

【経理的基礎について】

債務超過か否かの判断については、計算書類等上で判断するのか、オフバランス資産・負債や含み損益を勘案して実質判断をするのか、検討が必要ではないか。

債務超過の観点は重要。ただし、債務超過が解消に向かう見込みがある場合にあっては経過的にこれを許容することとすべき。

経理的基礎を毀損する可能性の高い資産を予め外形的に定義することは難しく、資産運用については原則として法人の自己責任とし、行政庁は事後の監督において財務の健全性につきチェックしていくことが必要ではないか。法人の資産管理について、全くフリーハンドというわけには行かないのではないか。資産の管理・運用に係る体制が整備されている場合、資産管理につき法人側に一定の自由度を与えることも一案。

必要な資力を有しているか否かは、収支計画を見て判断することが適当。

経理処理の適切さについては、法人規模の大小により求められる水準は異なることとしても、公益認定を受ける法人は一定程度のディスクロージャー等を行いうるだけの経理的能力は必要。

【収益事業等の区分経理について】

公益目的事業以外の事業には、収益を目的とする事業とそれ以外の事業が混在することとなり、これらの収益事業等については事業ごとに区分経理することとされているが、事業の単位の考え方については、引き続き検討が必要。

【認定初年度における事業年度の考え方について】

決算期の目処が立っていないと、認定日前後で事業年度を分けるのは、法人の会計実務上過大な負担となりうるので、認定を受けた事業年度の期首に遡って認定法に基づく計算書類等の作成を許容するなどの工夫が望ましい。

税制における事業年度の考え方と平仄を合わせる必要があるのではないか。

(4) 閉会

今回の研究会は平成19年2月7日(水)午後2時から行うことが確認された。

以 上